

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、質問に入る前に、私は答弁をお願いしていた皆様に、本当にお詫びを一言したいと思います。とんでもなく短い発言通告を出してしまいまして、私の不手際で、もともと作ったものが提出直前にパソコンから消えてしまいました。時間がないので慌てて、あれだけ思い起こして書いて、提出してやっと今日発言ができることになりました。どうかよろしくお願いします。その代わり皆さん、存分に説明をくださって結構ですので、よろしくお願いします。

1番目に、飛騨市駅東計画との関わりについてですけれども、今日で私4人目です。もう存分に市長の考えをお聞きしました。私も書いてあるんですけれども、大体、皆さんのところで答弁されましたが、言い忘れたこと、足りないことがあれば、お話してくださってもいいんですけれども、それがなければ、ちょっと角度を変えて再質問に続けさせていただいてよろしいですか。

今回、議会に提出されました飛騨古川駅東開発計画。その直後の新聞報道では、飛騨高山大学基金の関係者の顔ぶれも載って説明がなされておりました。

この古川駅東開発と、それから大学設置は同じ基金団体が関わっておりますので、どうしても一緒に考えてしまいがちなんです。

しかし、国の問題ではありますけれども、かつての森友加計学園問題のしこりはいまだにぬぐえません。ですから、このようなまちづくり開発計画というのは、大学開学認可のための大風呂敷なのかとも少し疑ってしまいました。

それで、私は大学設置支援室に時間をかけて聞き取りをさせていただきました。その結果、大学の文科省認可は、全く別物であるということです。認可の判定は、あくまで教育的観点から条件が合致しているか否かで、それ以外のものではないということを確認いたしました。

仮に認可が下りなければ、計画にある学生寮は、学生寮ではなくなり、民間へのテナントとして活用することになるのではということでした。これはあくまで民間の考えですがということです。

それで、改めて企業立地促進条例を確認いたしました。これは、この大学設置に関して、市長に以前確認をしたことがありますけれども、ここには端的に申請と交付要件が書かれています。最大で3億円以上の補助金があります。ならば、この多額の市税による補助金を無駄にはできないと私は強く思っています。行政や議会も、いわば腹をくくらなければならないのではないのでしょうか。だとしたら具体的に何をすればいいのでしょうか。

やはり、先ほど市長が説明されたように、いずれ時期が来てからの後方支援の準備と対策だろうと思います。あくまで、市民の安全・安心な生活を保障する交通網、交通動線の整備は行政の責任であります。これはそのように確認してよろしいですね。今までの答弁で確認をいたしました。

議会でも、町の中でも、いろいろな意見はあります。これだけの補助金を準備するのなら、市民の将来のために、必ずこの計画は成功させなければならないと私は最近思っています。補助金を認めながら、あとは知らんぷりの議会でも無責任だなと思っています。

なら、この補助金は認めないぞという選択肢もあるわけですがけれども、この大学構想に乗るの

なら、場合によっては、議会でも、もっと後方支援を煮詰める責任も出てくるかもしれないなど思っています。

私は東京に長年居住しておりましたので、東京23区から離れて、郊外に開校した大学を幾つも知っております。地元の議員や友人に改めて聞いてみました。国立市、立川市、町田市、府中市、八王子市など概ね大学誘致と共に、町の治安や商店街の発展が促進したという話でありました。それは、大学が設置されると、大体その地域は文京地区に指定されるからだということでした。市の今の計画の場所は準工業地帯です。それは株式会社東洋が長年あったからでしょう。いずれこの駅東開発の計画が進むとすれば、都市計画法の見直しで、新しい環境にあった地域として整備することも考えておくべきではないでしょうか。このことについては、市長はどのようなご意見をお持ちでしょうか、伺います。

◎議長（澤史朗）

ただいまの籠山議員の質問について申し上げます。通告では駅東開発のことについての質問でございますので、今の質問内容は多少範囲外のところもありますので、通告にしたがっての答弁で結構でしょうか。駅東計画についての答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

駅東開発と市の関わりというお話でございます。今、お尋ねがございました。企業立地の促進条例の補助の対象になるというのはおっしゃるとおりでありまして、ただ、これは条例に規定されたものが適用になっていくということですから、裁量で恣意的に、これは認める、これは認めないということではなくて、条例に規定されているとすれば、事業を行う人たちはそれをある程度見て、折り込んで事業を計画されていくということでありましょうし、たまたま今は大学ですけど、これまで、例えば、市内でもここ近年でも事業所を拡張するときは、この条例の対象になって補助金を交付している例もありますから、法的安定性といいますか、そうしたことを考えますと、やはり条例にあるものは基本的にはきちんと適用していくというのが原則でなければならぬし、そうでないと、市の信頼も失っていくのではないかというふうに思います。

その点におきますと、まず企業立地促進条例の適用というのは条件に当てはまる限りはしてくるだろうというふうに思います。その上で先ほどおっしゃった後方支援、要するに周辺のいろいろな条件整備ということに関しては、これはどんな事業が行われる場合であっても、市はしていかなくてはいけないだろうというふうに思います。

今、交通動線の確保というお話があったんですが、これはやはり市として必要なものをしていく必要があります。今までも飛驒市内で、いくつか新しい、例えば少し大きめの店舗ができたことがあります。

だけど、その周辺の交通で交通量が増えたり、交通動線が変わるというケースは今までもいくつもあるんですが、その都度、市は知らないということにはやっぱりできないわけでありまして、それはその事業の中身に立ち入るということではなくて、環境の変化があったときにはそれに対応していかざるを得ない、対応していかなければいけないというふうに思っていますので、まず、この交通動線という事に関してはしっかりと市として取り組んでいく必要がある。そのようにしたいと思っているところでございます。

それから、文教地域の指定というようなことでございますけれども、都市計画法の線引きの話かというふうに思います。これはやはり、当然、今の都市計画の1つのマスタープランの中では、こうした大規模な開発というのは想定しておりませんでしたので、そういうことは想定しない線引きの計画になっておりますけれども、当然、こうした地域の姿に大きな影響を及ぼすものが出てくるということになれば、それに合わせた形でのまちづくりというのはやっぱり考えていく必要があるだろうというふうに思います。

先ほども井端議員のご質問にも答弁申し上げたんですが、やはりそうしたものを受けて市としてどういうふうな町をつかっていくのかということに関しては、それを前提として、また考えていく必要がありますので、その必要性に応じて、その線引き、区域指定のあり方というものも改めて検討していくということは、当然あり得るというふうに思います。このことでよろしいでしょうか。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

ちょっと失礼をいたしました。何とでも、これから大学の設置と拠点での新しいまちづくりということですので、しっかりと見守りながら、そして、積極的に私たち議員も関わっていくことになると思うんですね。ですから、そういう意味では、これから議会でもいろいろな議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

2つ目に、有機農産物を保育園学校給食に活用していただきたいということで質問いたします。これも本当に短い通告で申し訳ないです。飛騨市でも有機農業に関心を持って活動している方々がいらっしゃいます。そういう方々を核にして安心・安全な農産物を広めるためにも、まず学校給食から始めてほしいなと思っています。このあたりの市のお考えを大きく伺わせてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは、有機農産物の保育園学校給食における活用についてお答えします。

学校給食で使用する食材は、一度に大勢の児童生徒に提供するということが求められることから、安心安全かつ良品であることはもちろん、必要な量が安定的に供給されることが不可欠となります。

その点においては、有機農産物の生産者を全て把握しているわけではございませんが、市内の生産者は、まだ少ないと認識しております。

また、天候に左右されやすいため大きさが不揃いであったり、虫などの異物が混入したりしている可能性も高いため、安定的な量を確保することが困難であり、学校給食として供給するには課題が多いと感じております。

量で申し上げますと、例えば、1日約2,100食を調理する古川国府給食センターでは、カレーライスを例に挙げますと、必要な食材の量は、ジャガイモ116キログラム、玉ねぎ95キログラム、ニンジン25キログラムとなります。

その中においても、昨年度から、ふるさと学校給食として年に数回、有機野菜や特別栽培米を

提供しており、小松菜の大きいものや、小さめのニンジンがあつたりするので、その分数量を考慮し、必要量を確保するなど工夫して取り組んでいます。

そのうえで、品目を指定し、一定量を確保できるのであれば、価格の問題はありますが、学校給食に取り入れることは可能でありますので、今後は導入回数を増やしていきたいと考えております。なお、お米については、普段は岐阜県学校給食会を通じて飛騨地域産の米を提供しておりますが、年に数回は、市内の生産者から特別栽培米を直接買い入れ、学校給食に使用しているところ です。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○11番（籠山恵美子）

私が聞いた話ですと、河合保育園でいろいろな有機野菜を給食へ利用する自主的な動きが始まっているような話もありました。市や私たち議員の何人かに、市民有志の方々が要望を申し入れております。こういう方々の熱意をどう継続させるかは、やはり行政の支援だと私は考えます。

何といても大事なものは、組織化と実現に向けての年次計画だと思います。どんなことでも初めの一步は困難がつきものです。私も有機農産物、オーガニックについての学習会に、この間、2度ほど参加をさせていただきました。参加者はごく少数でしたが、熱心な学習をしておりました。

私は農業経験は全くなく、ただの一消費者ですけれども、近年の子供たちの食生活、食環境を見てみると、やはり大変心配になります。コロナ禍での自粛による食生活の変化が大変目立つからです。大量に買い込む冷凍食品やレトルト食品、ファーストフード、パックの裏を見れば添加物の表示のオンパレードです。体のでき上がった大人はまだしも、成長期の子供には、せめて給食で安全安心な農作物、食物を提供させたいと常に思っています。これからも実現できることから、計画的に行政の支援を強めていただきたいと思います。今の答弁説明で、学校でも少しずつそういう動きが進んでいるのかなと思ってうれしく思います。

そこで、改めて農林部長に伺って、もう少し中身を深めたいと思うんですが、農林水産省にも有機農業の推進に関する法律というのが作られておまして、この法律は有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責任を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって、有機農業の発展を図ることを目的としております。

こういう法律がありまして、地方自治体にも有機農業もっと進めていきなさいと、国がそういう方向を示しております。こういう法律があるものですから、地方自治体はこれに沿って計画を立てたり、また、これを推進する責務があると言われております。

また、地方公共団体は、有機農業の推進に関し、必要な調査を実施するものとなっております。この辺りの法律に沿った飛騨市の有機農業の推進については、どのようにお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ただいまの再質問についてお答えいたします。議員がおっしゃいました有機農業推進法は、確か私の記憶ですと、平成18年に議員立法でできた法律だと記憶しております。

その中で有機農業とは何かという話を結構一般の消費者の方とか、我々も含めて十分認識していないという現状がございます。

これは簡単に言いますと法律に定められておりますように、化学的に合成された肥料や農薬を使用しないということです。逆に言うと、動物とか植物・生物由来の有機肥料を使っていくということになるかと思えます。また、遺伝子組み換え換え技術は利用しない。

それから、環境の負荷をできるだけ低減するというので、それを逆に今度はそれが有機農業と呼ばれるもので、それを今度、認証して表示するということになるので、またここにハードルがありまして、有機JASの認定を受けなければならないという仕組みになっています。

これを今、市でどのように進めていくかということなんですが、これには非常に大きなハードルが出てきます。というのは、一方で一般的な農法で行われる慣行農業というものがある、手元の資料ですと、2017年の全国の耕地面積の中の有機JAS認定の取得の面積の割合なんですが、残念ながらわずか0.2%程度になっているということが実情です。

これにはいろいろな原因がありまして、どうしても食料を安定的に、効率的に、経済的にということになりますと、やはりどうしても慣行農法ですよね。一般的に化学肥料を使ったり、あるいは有機肥料も組み合わせたりということが安定的にということになりますので、非常にハードルが高いというのがあります。

ですが、籠山議員がご指摘のとおり、実は法律でも定まっていますし、環境への負荷を考えると、中長期的に考えなければならない大変大きな課題だというふうに認識をしております。

そうした中で、具体的に計画等はまだ定める段階にきておりませんが、今の有機の栽培農家、JASの認定を取られた4軒ほどの農家さんがみえるということなので、そういった方と連携をして、法律に書いてありますように、有機農業の推進は、農業者とか、あるいは流通を使っただけの方とか、流通も含めて総合的にどうか、自主性を尊重して進めていきたいということをやまず、考えております。

もう1つは地域の中に未利用の有機資源が結構ございますので、そういったものも積極的に活用して、今の有機農業を進めるということで進めているところでございます。

#### ○11番（籠山恵美子）

なかなか、経費もかかるJAS認定を4軒の方がとられているということで、それでも心強いことだなと思えます。

私が思うには、例えば小さな保育園、あるいは小さな小学校の子供たちに、継続的に有機農産物で給食を提供して、それをちゃんと追跡調査をする。そして、その子供たちがどういう体づくりになって、あるいはアレルギーの子供たちがどれだけ増えたのか、減ったのかとか、それから、今は添加物や農薬で発達障害の子も増えていると聞いています。そういう子たちの状態、あるいは、そういう子たちの調査などもやって、ある程度の成果を上げると、それが目に見えれば有機農産物はやっぱり大事だねということになると思うんですよね。なんせ子供の体ですから。

そういうことが近い将来と言ってもなかなか無理でしょうけれども、長期計画でもいいので、ぜひ少しずつ、そういうことで頑張っている方々に、行政はやっぱりずっと目を向けてくださっていることも大事だと思うんですね。見放さない。そして、やれるところは支援していくということが大事だと思いますので、ぜひその辺の行政の支援もお願いしたいと思えます。

私が読んでいた本の中にソウルの学校の話が出てきまして、「韓国のソウル市長が2021年から、ソウル市の全ての小中高校でオーガニック、つまり有機農産物の無償給食を全面施行すると発表しました。」という新聞記事が載っています。給食にオーガニックと無償の両方を実現するとは、大変驚きだということなのですが、小・中学校、高校生にこれが提供できる。無償であるか、有償であるかは横に置いて、3万9,354人、生徒、学生がいるそうですが、これだけの人数の小・中・高校生に、給食が提供できる、それだけのものを作って土壌を広げているということで、大変羨ましいなと思いました。

それは、基本的に韓国というのは、身土不二という精神がありまして、やたらと農薬は使わない。そういう地産地消、それをとっても大事にしているということでありましたので、こういうことも、本当にこんな時代でなければ、一度、韓国の小中高校見てみたいと思うぐらい羨ましい話ですけども、そういうことをやられているところもあるんだなと思えば、この自然豊かな、そして水がおいしい、高冷地野菜も大変おいしい。こういう飛騨で、何とか即オーガニックとは言わなくてもね、地産地消、おじいちゃんやおばあちゃんを見ていると、飛騨の人はあまり農薬は好きではないですよ。ですから、それはありがたいことで、そういう飛騨のおいしい農産物をできるだけ子供たちに提供できるような、それはやっぱり学校給食が中心だと思いますので、そういうことについても、ぜひ希望を持てるような説明答弁をいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。市長、教育長、どちらでも。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

有機は飛騨市内でも若い農家の人たちが何人か一生懸命取り組んでおりまして、今、食のまちづくりの取り組みをしている中でも、やはり首都圏のいろいろなレストランとか、お店なんかでも高い評価をいただいて、やっぱり実際に食べると本当においしいです。そういったところで一生懸命頑張っている若い農家さんたちがいるものですから、大いに応援していきたいということで、いろいろなところへ出ていただくようなお手伝いをしたり、取り次ぎをしたりとか、また販路拡大ということで、いろいろなチャンスを得ていただくようなことをやったりしているんですが、学校給食というのも1つの手だと思うんですけども、先ほど事務局長からお話があったように、どうしても学校給食だとロットの問題があって、ロットの問題はなかなか克服できないというのが一番大きな問題なんです。

なので、例えば子供に親しんでいただくにしても学校給食という方法もありましようけれども、例えば、別の親子のクッキング教室とか、現実、今少しそうしたものも取り組んでおりますし、みんなの博覧会の中でもそうしたことを、少し含ませておりますけれども、そういったことの中で、例えばニンジンが嫌いな子が有機のニンジンだと、食べるとおいしいと言って、そういうことも現実にありますので、そういった親しんでもらう機会を広げていくということも、子供たちの中に浸透していく1つの方法ではないか思いますので、学校給食もいいんですが、そういった問題もありますので、いろいろな違うことも考えながら絡めて、そして生産者の応援もしながら、有機農業の発展というものに、市としても貢献していければいいと思っております。

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

学校給食でございますが、議員がおっしゃられました地産地消は、学校給食において重要な方針の1つでございます。ですから、できるだけ本当に地元のものを使って、地元といいますのは、市内だけではなく、飛驒地域ということになりますけれども、使うということの方針としております。

有機野菜につきましては、先ほど事務局長も申しましたように揃いさえすれば、給食も使っていきたいところでございますので、これまでも、そういったことを農家さんとお話をしたりして、給食センターのほうでも積極的に働きかけたこともございますので、そう言ってやろうとしたけれどもなかなかいろいろな面において、たくさんはできないでいるということが現状でございます。

○11番（籠山恵美子）

これからもぜひ、飛驒市の子供たちの健康・成長のためによろしくお願ひしたいと思います。

次に3つ目に行きます。ケア労働者、いわゆるエッセンシャルワーカーとも言われていますが、このケア労働者の処遇改善について伺います。

国が打ち出した今年2月からの処遇改善について、市長の市政方針演説では消防団員の処遇改善の話しかありませんでしたが、保育士、学童保育、あるいは看護師、介護職など、処遇改善も同様にやっていると思いますが、飛驒市はどのようになっているのでしょうか。教えていただきたいと思ひます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

お尋ねのケア労働者の処遇改善につきましては、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、看護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等が掲げられたことを踏まえ、その財源についても国が処遇改善事業として措置するとして、関係する府省庁よりそれぞれ通知があったものです。

また、この処遇改善につきましては、公的部門に勤務する看護師や保育士等にも適用されることとされ、総務省からは、職務経験や民間の給与水準が考慮された給与水準となるよう、給料等の見直しに関する助言があったところです。

こうした通知に基づき、職員の給与水準について、近隣自治体や民間事業者との比較検討を行った結果、看護師及びコメディカルについては収入を1%、月額4,000円、放課後児童クラブに勤務する職員については収入を3%、月額9,000円、今年2月分の給与からそれぞれ引き上げを行ったところです。

なお、今回の処遇改善は、急な通知であるにもかかわらず、本年2月分の給与から適用することとされたため、当該引上額については、正規職員は給料の調整額、会計年度任用職員は給料表の号級の見直しにより対応することとし、所要額については既決予算の範囲内で賄いました。また、給与支給事務が間に合わなかったことから、3月の給与において2ヵ月分の支給を行うこと

として調整いたしました。

一方、保育士の給与につきましては、国からは放課後児童クラブに勤務する職員と同じく、収入の3%、月額9,000円を引き上げる処遇改善が示されていましたが、当市では国に準拠した福祉職給料表を採用していることから、行政職給料表を採用している近隣市との比較では、初任給が月額9,500円から2万2,000円高く、市内民間保育所の平均額との比較では、1万5,800円高い水準にあるのが実情です。加えて、この民間保育所との差額は、経験年数を重ねるごとに更に拡大していく状況にあることから、この処遇改善を行えば、さらにその差が広がり、民間保育所の保育士確保に影響する懸念もあることから、今回は見送ることといたしました。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

この処遇改善事業は岐阜県内で、今、実施する自治体、先ほど部長がおっしゃいました行政職一表対象の保育士というのは公務員保育士のことですよね。その公務員保育士の処遇改善を実施している自治体は4市ありました。関市、羽島市、瑞穂市、多治見市です。

そして、多くの保育士が対象になると思いますが、会計年度任用職員の保育士の処遇改善をする自治体は11市、岐阜市、大垣市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、下呂市、多治見市、そして、今の答弁で飛騨市ということですね。この中で、羽島市、瑞穂市、多治見市というのは、公務員保育士も会計年度任用職員の保育士も両方とも処遇改善事業を行うんですね。

ですから、これはなぜかといいますと、今回のこういうケア労働者の処遇改善事業というのは、人事院勧告による公民の格差に基づくものではありません。先ほど部長がおっしゃったように、人事院勧告は春闘の結果によって左右されますが、今回の処遇改善は、国の経済対策。昨日、国会中継を見ていましたら野田聖子大臣も言っておりました。経済対策なんだと。経済をしっかり立て直すために、その春闘に先んじて賃上げを促進する。だから2月から賃上げしてください。それには、国が100%出すということなんです。そういう処遇改善事業の考え方で言いますと、私は公務員保育士が、例え民間の保育士よりも多少賃金が高いといっても、もともとは女性の職場の保育士は、同じような男性よりも給与は低いのではないですか。だから、全国どこでも、介護士と保育士は長続きしないとされるんですよね。そういうことから言いますと、今、国が打ち出したコロナ克服新時代開拓のための経済対策、これは11月19日の閣議決定で決まりました。看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と、少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引き上げを含め、全ての職員の公的価格のあり方を抜本的に見直すと言っているんですね。そして、同時に民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじてやってくださいということなんです。こういう国の考え方から言いますと、今、部長がおっしゃった公務員保育士は、賃金がちょっと高いので、今回はやりませんというのは、国の経済対策としての事業には矛盾していませんか。いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。



## □総務部長（泉原利匡）

答弁でもお答えさせていただきましたけれども、総務省からは、民間給与水準に合わせるというようなことを考慮された給与水準になるように設定しなさいというような通知が来ておりまして、民間と比べましたし、近隣市とも比べた結果、飛騨市の保育士については、それを上回っているというような状態でしたので、今回は見送らせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

## ○11番（籠山恵美子）

市民病院のほうにもちょっと伺いまして、大体、対象になるお医者さん、薬剤師の方々、事務の方々を外して、この処遇改善の対象になる方が、大体80人ぐらいいらっしゃるそうです。そのほか、例えば、保育士で言いますと、対象者は何人ぐらいですか。数が分からなかったら後の予算委員会でやりとりしますけど。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □総務部長（泉原利匡）

保育士につきましては、正職員で23名、会計年度任用職員で15名ということになっております。

## ○11番（籠山恵美子）

この23人の公務員保育士の方々、上げてあげたらいいのになあと処遇改善してあげたらいいのと思います。今議会には、公務員の期末手当の引き下げが提案されていますよね。

ケア労働に従事する職員はコロナ禍でこれまでになく重労働です。このコロナ危機でエッセンシャルワークの重要性や職員の活躍が改めて見直されています。

ですから、経済対策としての賃上げの交付申請をしなさいと地方自治体に言っている。その一方で、人勧に基づく給与の引き下げ。例えば、市のほうから言えば、「この引き下げは人勧に基づいているんです。この処遇改善は総務省から来ているんです。だから別なんです。」と言いたいかもしれませんけれども、もらうほうは一緒なんです。こちらでもらっても、こっちで減らされているという話ですから、さみしくなってしまうですね。

こういうことがありますので、せめて、経済対策としての処遇改善ですから、公務員保育士、つまり、正規・非正規、両方とも適用すべきではないかというのが私の考えなんです、いかがでしょうか。

## ◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

## □総務部長（泉原利匡）

経済対策としての改善ということは通知も来ておりますけれども、それに併せて先ほど申し上げたみたいなの通知も来ているということの中で、民間給与より上がってしまいますと、それこそ、やっぱり民間の保育士の獲得とか、雇用に対して、なかなか応募がないようになるのではないかなというような懸念があるということをお知らせしましたがけれども、特に人事院勧告というのは民間給与に合わせるような勧告をされて、今までもずっとそれに合わせてきておりますので、そういう格好で進めさせていただいているということでございますし、給与格差を今回調べた中では、

先ほど申し上げたような差があるというようなことでございましたので、ご理解をいただければというふうに思っております。

◎議長（澤史朗）

籠山議員の再質問の前に、午後5時を回りますけれども、このまま籠山議員の一般質問を続けさせてもらいます。

○11番（籠山恵美子）

もうちょっとで終わりますからね。

そして、さらに私が懸念するのは、この処遇改善は保育士などの場合は、主に先ほどおっしゃったように3%、月額で平均9,000円を引き上げるとなっています。例えば、保育施設など、職員の過重労働改善のために、人数の基準以上の職員を配置している場合となりますと、保育士の定数×9,000円の配分額を実際は非正規の人たちの人数も含めて、実人数で頭割りをするため、実際には1人当たり4,000円しか支給されないという現状も県内の自治体からは、少なからず悩みとして出されているんですね。

しかも、10月以降はこれがなくなるんですね。ですから、飛騨市はその場合どうするのか。この人数で頭割りするという実態は、飛騨市の場合は起こるのでしょうか。そして、10月以降、飛騨市はどうするおつもりでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

繰り返しになりますけれども、職員の給料は人事院勧告に基づきまして、民間企業との格差のないようにといたしますか、そのとおりに今までもやってきておりますので、そういう勧告等がありますけれども、今の改善につきましては、民間給与よりも優位ということではやらないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○11番（籠山恵美子）

私の質問がちょっと分かりづらかったんですかね。例えば、飛騨市の場合、正規の保育士の分は数に入れません。その代わりに非正規の保育士さんに9,000円を支給する。処遇改善をしますということですね。そうすると、非正規の保育士さんも、本当はこれだけでいいのに、やっぱり大変だからといって人数を増やしてやっている場合に、それをみんな頭割りでやるから1人の支給分が少なくなってしまうというんですね。そういう実態が県内にあるんですね、飛騨市の場合は大丈夫ですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

非正規と言われますと、ちょっとその辺があれなんですけど、飛騨市の場合は正職員と会計年度任用職員ということで両方とも正規の職員です。

ということで、会計年度任用職員につきましても、正職員の給料表をもとに給料を決めておりますので、正規とか非正規ということにはならないと考えております。

○11番（籠山恵美子）

分かりました。そうでしたね。飛騨市はその制度でやっているんですよね。では、10月以降はどう対応しますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

10月以降につきましては、新たな措置等が出てくればですけども、今回のままでいくことになるだろうと思います。

○11番（籠山恵美子）

分かりました。いずれにしても、私は人減らし、賃金減らしをすれば経済が良くなるということとは決してないと考えています。その発想が、今の時代の景気低迷をずっと続けているんだと考えています。これを行政は真剣に受けとめていただいて、処遇改善を心から喜んでもらえるような施策を、これからも継続していただきたいと願って質問を終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕